

第 18 回

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

日 時 平成16年9月17日(金) 午後3時～

場 所 すこやかセンター伊野 大会議室

第18回 伊野町・吾北村・本川村合併協議会

日時：平成16年9月17日（金） 午後3時～

場所：すこやかセンター伊野 大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

(1) 報告事項

報告第22号 　いの町における公平委員会の事務について

報告第23号 　調整方針が合併後となっている項目についての具体的な調整内容について

報告第24号 　伊野町・吾北村・本川村合併協議会の解散について

(2) その他

1．開庁式実施（案）について

2．いの町誕生記念イベントについて

5 閉 会

第18回伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議資料目次

(1) 報告事項

報告第22号	いの町における公平委員会の事務について	P 1 ~ 4
報告第23号	調整方針が合併後となっている項目についての具体的な調整内容について	P 5 ~ 18
報告第24号	伊野町・吾北村・本川村合併協議会の解散について	P 19 ~ 20

(2) その他

1. 開庁式実施(案)について	P 2 1
2. いの町誕生記念イベントについて	P 2 1

報告第 2 2 号

いの町における公平委員会の事務について

別紙のとおりいの町における公平委員会の事務について、報告します。

平成 1 6 年 9 月 1 7 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

いの町における公平委員会の事務について

1. 3 町村の公平委員会事務の状況

3 町村とも地方公務員法第 7 条第 4 項の規定により、高知県に事務委託している。

伊野町は、昭和 30 年 10 月 28 日、吾北村は、昭和 34 年 2 月 13 日、本川村は、昭和 29 年 1 月 5 日から高知県に事務を委託。

2. 事務委託の手続き等

(1) 公平委員会の事務（地方公務員法第 8 条第 2 項）

- ・職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- ・職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- ・その他法律に基づきその権限に属せしめられた事務

(2) 事務委託の根拠規定

- ・議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して公平委員会の事務を処理させることができる。（地方公務員法第 7 条第 4 項）
- ・委託をする地方公共団体の長（市町村長等）及び委託を受ける地方公共団体の長（知事）の間で、それぞれの議会の議決を経て定める規約により、公平委員会の事務を委託処理することとなる。
- ・委託に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。（地方自治法第 2 5 2 条の 1 5）

委託する地方公共団体及び委託を受ける地方公共団体

委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

委託事務に関する経費の支弁の方法

前各号に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項

(3) 事務委託の効果

- ・公平委員会の事務委託が行われたときは、委託を受けた地方公共団体の人事委員会が当該事務を自己の事務とあわせて自己の名において一体的に管理執行することとなる。

- ・公平委員会の事務の管理及び執行に関する法令中、委託した地方公共団体に適用のある規定は、当該委託事務の範囲内で、委託を受けた地方公共団体又はその執行機関に適用される。(地方自治法第252条の16前段)
- ・別に規約で定めるものを除くほか、委託を受けた地方公共団体の当該事務の管理及び執行に関する条例、規約、又は人事委員会の定めは、当該委託をした地方公共団体の条例等としてその効力を有することになる。(地方自治法第252条の16後段)

(4) 合併に伴う事務処理

公平委員会の事務の性質上(不利益処分に対する不服申立等)空白期間をおくことができないことから、合併市町村において、事務の委託を行う場合は、合併日に、職務執行者の専決処分により、規約を定める必要がある。

3. いの町における公平委員会の事務

伊野町、吾北村及び本川村において高知県に委託している公平委員会の事務については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃止し、いの町において合併の日に、現行の事務委託の内容により高知県に委託する。

4. 事務手続き

- | | |
|-------|---|
| 6月 | 伊野町、吾北村、本川村の議会において公平委員会事務の委託の廃止議案の議決 |
| 9月中旬 | 県に対していの町の公平委員会事務の委託の事前協議(3町村長の連名) |
| 9月下旬 | 県議会において公平委員会の事務の委託を受けることに関する議案の議決 |
| 10月1日 | いの町長職務執行者による公平委員会の事務委託の専決処分
吾川郡いの町と高知県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の告示
委託事務に要する経費に関する協定書の締結 |

いの町と高知県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（案）

（公平委員会の事務の委託）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、いの町（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事務の処理の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の処理については、乙の当該事務の処理に関する条例、規則、規程、人事委員会規則及び人事委員会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。

（委託事務に要する経費の支弁の方法）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事といの町長が協議して定める。

（その他委託事務に関し必要な事項）

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、高知県知事がこの規約による事務の委託を受けた旨の告示をした日から施行する。

（規則の告示）

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

報告第 2 3 号

調整方針が合併後となっている項目についての具体的な調整内容について

別紙のとおり調整方針が合併後となっている項目についての具体的な調整内容について、報告します。

平成 1 6 年 9 月 1 7 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

調整方針が合併後となっている項目についての具体的な調整内容

協定項目 1 1 特別職の身分の取扱い（その他非常勤の特別職の職員）								
調整方針	審議会・委員会等の附属機関は、次のとおり取り扱う。 ・現に3町村で設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。 ・1～2町村のみに設置されているものは、新町において速やかに調整する。 ・人数、任期は、現行の制度をもとに調整する。 その他の特別職は、引き続き設置する必要のあるものは、新町において新たに設置する。							
項目	伊野町		吾北村		本川村		具体的調整内容	
総務関係	行政改革推進委員会委員	15人	行政改革推進委員会委員	10人	行政改革推進委員会委員	15人	合併時統合	15人以内
	公文書開示審査会委員	5人						5人
	投票管理者	22人	投票管理者	22人	投票管理者	5人		49人
	投票立会人	51人	投票立会人	44人	投票立会人	15人		105人
	開票管理者	1人	開票管理者	1人	開票管理者	1人		1人
	開票立会人	3～10	開票立会人	3～10	開票立会人	3～10		3人以上10人以下
	選挙長	1人	選挙長	1人	選挙長	1人		1人
	選挙立会人	3～10	選挙立会人	3～10	選挙立会人	3～10		3人以上10人以下
	特別職報酬等審議会委員	10人	特別職報酬等審議会委員	5人	特別職報酬等審議会委員	5人		10人
	防災会議委員	6人	防災会議委員	10人	防災会議委員	15人		14人
	交通安全指導員	14人	交通安全指導員	2人	交通安全指導員	2人		20人以内
	町政顧問	1人					現行のとおり引き継ぐ	1人
	個人情報保護審査会委員	5人						5人
	消防委員会委員	18人						18人
企画関係	振興計画審議会	14人	振興計画審議会	13人	振興計画審議会	10人	合併時統合	20人以内
	都市計画審議会委員	14人					現行のとおり引き継ぐ	14人以内
	町営住宅入居者選考委員会委員	7人			村営住宅入居者選考委員	5人	合併時統合	町営住宅入居者選考委員会委員 7人

項目	伊野町		吾北村		本川村		具体的調整内容	
			清水程野地区開発事業特別委員会	6人			合併時廃止	
			グリーンパークほどの施設運営協議会委員	12人			現行のとおり引き継ぐ	12人以内
	国土調査推進委員		国土調査推進委員	0~15				
			山村開発センター運営委員	12人			合併時廃止	12人以内
			市町村合併推進委員	33人				
			ふるさと創生推進委員	21人			合併時廃止	
			総合計画審議会	13人	総合計画審議会	10人		振興計画審議会に統合
					広報編集委員	6人		
住民福祉関係	国民健康保険運営協議会委員	15人	国民健康保険運営協議会委員	8人	国民健康保険運営協議会委員	6人	合併時統合	15人
	環境審議会委員	20人					現行のとおり引き継ぐ	20人以内
	仁淀川環境保全対策協議会委員	22人						22人以内
	身体障害者相談員	2人						2人
	知的障害者相談員	1人						1人
	民生委員推薦会委員	14人	民生委員推薦会委員	7人	民生委員推薦会委員	7人	合併時統合	14人
	民生委員・児童委員	65人	民生委員・児童委員	25人	民生委員・児童委員	10人	現行のとおり引き継ぐ	100人
	健康づくり推進協議会委員	14人	健康づくり推進協議会委員	23人	健康づくり推進協議会委員	12人	合併後統合	
	保健福祉計画策定委員会委員	26人	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員	15人	介護保険事業計画策定協議会委員	10人		
	高齢者保健福祉計画介護保険事業計画作業部会委員	10人			介護保険事業計画策定委員会委員	15人		
	保育園医		保育所医	1人	保育所医	1人	現行のとおり引き継ぐ	
	保育園歯科医		保育所医(歯科)	1人				
	保育園管理医	7人						7人
	保健衛生嘱託医師	32人						32人

項目	伊野町		吾北村		本川村		具体的調整内容	
住民福祉関係			特別養護老人ホーム囀託園	1人			現行のとおり引き継ぐ	
	母子保健推進員	28人						
			老人保健対策委員会	6人			合併時廃止	
農林業関係	農業振興地域整備促進協議会委員	12人			農業振興地域整備促進協議会委員	3人	合併後統合	
	水田農業推進協議会委員	8人	水田農業振興協議会委員	12人				
			農林業活性化推進協議会委員	16人			現行のとおり引き継ぐ	16人
	有害鳥獣被害対策協議会委員				有害鳥獣被害対策協議会委員	4人		
	商工業等振興推進協議会委員	10人	商工業等振興推進協議会委員				合併後統合	15人以内
	ギャラリーコパ運営委員会委員	7人						7人
	和紙の商家運営協議会委員	10人						10人以内
	紙の博物館運営委員会委員	17人					現行のとおり引き継ぐ	17人
			官行造林地看守人	5人				5人
			山村開発センター運営委員	12人				12人以内
		中山間地域等直接支払制度基準検討委員会	6人			合併後統合	19人	
建設関係	都市計画第2土地区画整理事業審議会委員	10人					現行のとおり引き継ぐ	10人以内
	保留地処分審議会委員	8人						8人
教育関係			学校教育審議会委員	10人内			合併時廃止	
	地域教育推進協議会委員	23人	地域教育推進協議会委員(報酬無し)	30人	地域ぐるみ教育推進協議会委員(報酬無し)		現行のとおり引き継ぎ、平成17年度統合	30人以内
	就学指導委員会委員	16人	就学指導委員会委員	14人	就学指導委員会委員	7人		20人以内
	教科用図書調査委員会委員	29人	教科用図書調査委員会委員	30人内				30人
	社会教育委員	15人	社会教育委員	10人内	社会教育委員	5人	合併時統合	15人以内
	社会教育指導員	1人	社会教育指導員		社会教育指導員			

項目	伊野町		吾北村		本川村		具体的調整内容	
教育関係	公民館運営協議会委員	15人	公民館運営審議会委員	10人内			合併時統合	15人以内
	少年育成センター運営審議	13人	青少年指導センター運営協	12人内				若干人(調整中)
	文化財保護審議会委員	9人	文化財保護審議会委員	6人	文化財保護審議会委員	5人		10人以内
	図書館協議会委員	10人					現行のとおり引き継ぐ	10人以内
	体育指導委員	14人	体育指導委員	10人内	体育指導委員	7人	現行のとおり引き継ぎ、平成17年度統合	20人以内
			支館長	3人			現行のとおり引き継ぐ	3人
					教育表彰選考委員会	7人	合併時廃止	
	教育相談員	1人	教育相談員		教育相談員		合併時統合	嘱託職員
	英語指導助手	2人	英語指導助手	1人	英語指導助手	1人	現行のとおり引き継ぐ	
	幼稚園医	2人	幼稚園医	2人				
	幼稚園歯科医	2人	幼稚園歯科医	1人				
	幼稚園管理医	2人						
	小中学校校医	6人	学校医	2人	学校医	1人		
	小中学校歯科医	6人	学校歯科医	1人	学校歯科医	1人		
	小中学校管理医	6人	学校管理医	2人				
	小中学校薬剤師	4人	学校薬剤師	1人	学校薬剤師	1人		
	教育研究所長	1人					現行のとおり引き継ぐ	1人
	適応指導教室「のぞみ教室」長	1人						1人
	「のぞみ教室」運営委員会委員	22人内						27人以内
			スポーツ振興審議会委員	10人			合併時廃止	
		村民体育館運営審議会委員	13人					
				結婚推進相談員	5人			

調整方針が合併後となっている項目についての具体的な調整内容

協定項目 17 各種団体への補助金、交付金の取扱い				
調整方針	同一あるいは同種の補助金等は、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で合併後調整する。 独自の補助金等は、従来の実績等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう合併後調整する。			
項目	伊野町	吾北村	本川村	具体的調整内容
総務関係	安全協会伊野支部補助金			現行のとおり引き継ぐ。
	交通安全母の会補助金	交通安全母の会補助金	交通安全母の会補助金	現行のとおり引き継ぎ、平成17年度統合
	納税組合助成金	納税組合助成金		合併時統合
	自衛隊父兄会補助金			現行のとおり引き継ぐ
	区長手当	部落長補助金	部落部長手当	現行のとおり引き継ぎ、平成17年度統合
	区長連合会補助金			
	区長連合会研修補助金(2年に1回)			
		部落長通信費補助金		
民生関係	民生委員協議会補助金	民生委員協議会補助金	民生委員協議会補助金	現行のとおり引き継ぎ、平成17年度統合
	社会福祉協議会運営費補助金	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会補助金	合併時統合
	遺族会補助金	遺族会補助金	遺族会補助金	現行のとおり引き継ぎ、平成17年度統合
	人権擁護委員会補助金	人権擁護委員相談活動補助金		
	北仁淀保護区保護司会伊野分区補助金	保護司会補助金		
	更生保護婦人会補助金			現行のとおり引き継ぐ。
	身体障害者連盟補助金	身体障害者会補助金		現行のとおり引き継ぎ、平成17年度統合

項目	伊野町	吾北村	本川村	具体的調整内容
民生関係	身体障害者戦病者会補助金			現行のとおり引き継ぐ。
	身体障害者相談員協議会補助金			
	手をつなぐ育成会補助金			
	精神障害者家族会（まごころ会）			
	地域老人クラブ活動費補助金	老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会補助金	現行のとおり引き継ぎ、平成17年度統合
		単位老人クラブ補助金		現行のとおり引き継ぎ、平成17年度統合
		食生活改善推進協議会補助金	食生活改善推進協議会補助金	現行のとおり引き継ぎ、平成17年度統合
衛生関係	健康づくり婦人会補助金	健康づくり婦人会補助金	健康づくり婦人会補助金	現行のとおり引き継ぎ、平成17年度統合
		献血推進会補助金		現行のとおり引き継ぐ。
	衛生委員会補助金			現行のとおり引き継ぐ。
	自然保護環境美化団体等活動費補助金			現行のとおり引き継ぐ。
農林水産関係	生産者部会補助金	生産者部会補助金		現行のとおり引き継ぎ、平成17年度統合
	（白芽芋部会 生姜部会 園芸部会 落葉果樹部会）	（柚子部会、緑茶部会、 シトウ部会、花卉部会 苺部会、長引園芸組合 肉用牛振興協議会）		
	土佐地区農漁村女性グループ研究会補助金	吾北地区農漁村女性グループ研究会補助金		現行のとおり引き継ぎ、平成17年度統合
	農業年金友の会補助金			現行のとおり引き継ぐ。
	生活改善グループ活動事業補助金			現行のとおり引き継ぐ。
			猟友会補助金	現行のとおり引き継ぐ。
商工関係	伊野町商工会補助金	吾北村商工会補助金	土佐地区商工会育成補助金	現行のとおり引き継ぎ、平成17年度統合
			商工会本川支部育成補助金	
	商業振興会補助金			現行のとおり引き継ぐ。

項目	伊野町	吾北村	本川村	具体的調整内容
商工関係	伊野町製紙工業会補助金			現行のとおり引き継ぐ。
	高知県製紙工業会補助金			
	高知県手すき和紙協同組合補助金			
			観光協会育成補助金	現行のとおり引き継ぐ。
消防関係	分団交付金	消防団本部、分団運営交付金		合併時統合
	消防団互助会補助金	消防団互助会補助金		
教育関係	校長会補助金	校長教頭会		合併時統合
	教頭会補助金			
		教育研究会補助金	教育研究会補助金	現行のとおり引き継ぎ、平成17年度統合
	租税教育研究会補助金	租税教育研究会補助金	租税教育研究会補助金	現行のとおり引き継ぐ。
	人権教育研究協議会補助金	人権教育研究協議会補助金	人権教育研究協議会補助金	現行のとおり引き継ぎ、平成17年度統合
	P T A 連合会育成補助金	P T A 連合会補助金	P T A 連合会補助金	現行のとおり引き継ぎ、平成17年度統合
	連合婦人会育成補助金	連合婦人会補助金	連合婦人会補助金	
	文化協会育成補助金	文化協会補助金	文化推進協議会補助金	
	連合青年団育成補助金	青年団補助金	青年クラブ補助金	
	体育会補助金	体育会補助金	体育会補助金	現行のとおり引き継ぎ、平成17年度統合
	子ども会連合会補助金	子ども会連合会補助金	子ども会活動補助金	現行のとおり引き継ぎ、平成17年度統合
	子ども会育成指導者会補助金			
		村学校保健協会補助金		現行のとおり引き継ぐ。
		県学校保健協会補助金		現行のとおり引き継ぐ。
	障害児教育振興会補助金			現行のとおり引き継ぐ。
	日高養護学校教育後援会補助金			現行のとおり引き継ぐ。
高岡高校定時制教育振興会補助金				

項目	伊野町	吾北村	本川村	具体的調整内容
教育関係	高知東工業高校定時制教育振興会補助金			現行のとおり引き継ぐ。
			女性学級研修補助金	現行のとおり引き継ぐ。
			高齢者学級研修補助金	
	青少年育成伊野町民会議補助金	青少年育成村民会議補助金		現行のとおり引き継ぐ。
			本川太鼓振興会補助金	
			神楽保存会補助金	
			花取り保存会補助金	現行のとおり引き継ぐ。
	福の神音頭保存会			

調整方針が合併後となっている項目についての具体的な調整内容

協定項目	調整方針	具体的調整内容
23-3 各種福祉制度の取扱い	(17)住宅改修支援事業は、吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。	平成17年度からは、新町で統一して実施する。
	(19)訪問理美容サービス事業は、伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。	吾北・本川地区においては受託先（理美容協会）の事業者と事業内容を協議し、平成17年度からの事業実施の可否を検討する。
	(20)転倒骨折予防教室は、伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	平成17年度中に、新町全体に拡大して実施するかどうか、事業の方向性を決める。
	(21)アクティビティ・痴呆介護教室は、伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	平成17年度中に、新町全体に拡大して実施するかどうか、事業の方向性を決める。
	(22)地域住民グループ支援事業は、伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	平成17年度中に、新町全体に拡大して実施するかどうか、事業の方向性を決める。
	(24)運動指導事業は、伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。	平成17年度中に、新町全体に拡大して実施するかどうか、事業の方向性を決める。
	(27)食の自立支援事業は、伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	吾北・本川地区におけるニーズの有無、委託先との事業内容、単価等の協議をふまえて、平成17年度中に事業実施の方向性を検討する。 (本川村はデイサービスの事業の中で配食サービスを実施しているが、この事業に移行することを検討する。)
	(30)家族介護者交流事業は、伊野地区、吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	平成17年度中に、新町全域で取り組む方向で調整する。
	(31)高齢者の生きがいと健康づくり推進事業は、伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	平成17年度中に、新町全域で取り組む方向で調整する。 (社会福祉協議会への委託事業であるので、類似の事業等を集積、調整する。)
(35)機能訓練B型は、伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	平成17年度中に、新町全体に拡大して実施するかどうか、事業の方向性を決める。	

協定項目	調整方針	具体的調整内容
23-3 各種福祉制度の取扱い	(37)老人クラブ活動等補助は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。	老人クラブについては、平成17年4月に合併する予定で進んでおり、平成17年度補助金から統一する方向。 (町村の単独補助分については、基準設定等を調整。他の団体への補助金との統一性も考慮が必要。)
	(38)住宅改造支援事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。	合併時に要綱は統一し、事業を実施する。
	(39)敬老事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	平成17年度より経費等を伊野町の例により統一し、従来どおり各地区で実施する。
	(44)在宅高齢者等オムツチケット交付事業は、伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。	平成17年度より吾北・本川地区にも拡大し、新町として統一する。
	(45)在宅福祉実践事業(配食サービス事業)は、吾北地区、本川地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	(27)食の自立支援事業と調整を図り、平成17年度中に事業の方向性を決める。
	(79)障害者団体補助は、現行のとおり新町に引き継ぎ、同一あるいは類似する団体は、合併後統合する方向で調整を図り、助成等の見直しを行う。	関係団体の長との協議、新町首長の意向等をふまえて合併後に調整する。
	(81)在宅障害児・者啓発活動、友愛訪問活動事業は、伊野地区において現行のとおり引き継ぎ、合併後統一する。	身体障害者連盟と協議し、調整を図る。 (身体障害者連盟委託事業)
	(82)心身障害児福祉年金事業は、伊野地区において現行のとおり引き継ぎ、合併後統一する。	平成17年度より、伊野町の例により、吾北・本川地区にも拡大し、統一して実施する。
	(92)行旅困窮者措置費法外援助(行旅人)は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	合併時に伊野町の例により統一する。(500円)
	(94)遺族会補助は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	平成17年度中に、団体の長と協議し補助のありかた(基準設定等)を決める。
(95)戦没者追悼式等は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	経費等を調整し、従来どおり各地区で実施する方向で調整する。	
(96)母子父子家庭新入学・卒業記念事業は、伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。	平成17年度より、吾北・本川地区にも拡大して実施する。 (県の制度があるうちは実施し、なくなれば検討をする。)	

協定項目	調整方針	具体的調整内容
23-3 各種福祉制度の取扱い	(97)金婚夫婦記念事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	平成17年度より、伊野町の例により単価等を統一し実施する。
	(99)心配ごと相談所運営事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	社会福祉協議会の補助金事業であるので、事業実施の方向で社協と協議調整する。 (ふれあいのまちづくり事業と併せて協議調整する)
	(100)社会福祉活動推進校の育成は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	社会福祉協議会の補助金事業であるので、社協と協議し、事業の実施方法等を検討する。 (補助金支出の妥当性、必要性を含め検討、調整する)
	(102)ボランティアセンター事業は、伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	社会福祉協議会の補助事業であるので、社協と協議し、調整する。
	(103)ふれあいのまちづくり事業は、伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	社会福祉協議会の補助事業であるので、社協と協議し、調整する。
23-9 保健衛生関係事業の取扱い	各種健診事業について ・乳幼児健診は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	平成17年度から本庁での実施の場合は全町対象児に案内を送付する。総合支所でも従前のとおり健診を実施するが、17年度中に対象年齢・回数等の検討を行う。
	結核予防事業は、合併後調整する。	結核予防法の改正(H17.4.1)により、対象者等の見直し、乳幼児のBCG直接接種の実施となる。予防接種については、個別・集団接種を従前のとおり実施、定期検診も従前のとおり実施するが、法改正により、17年度当初からの対象年齢等については、合併後検討する。
	歯科予防事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	平成16年度は現行のとおり実施し、17年度からは事業の統一を図る。
	献血は、合併後調整する。	平成17年度中に推進協議会の統一と、記念品を統一する。
23-15 学校教育関係の取扱い	教育表彰は、合併後検討する。	町長部局の表彰条例を運用するが、教育委員会独自で細かな規定を設けるかどうか検討中。
	修学旅行助成事業は、合併後検討する。	小規模校の修学旅行は一人当たりの旅行費用(単価)が高くつくため、合併後は合同で実施する事を検討中。 (合同で出来れば旅行単価もある程度低くなるので、助成事業の必要がなくなる見込み)
	奨学金貸付事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。	いの町全体で事業を行う方向。

協定項目	調整方針	具体的調整内容
23 - 15 学校教育関係の取扱い	<p>国際理解教育事業 ・派遣及び交流事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。 ・受入事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。</p>	<p>・平成16年度は事業が終わっており、16年度に向けて検討調整中。地域性・人数等全体で行うには財政面の協議も必要になり、多人数の希望者があった場合の選抜方法の検討も必要。 ・受入事業については、受入先が少なくなり難しくなっているため、17年度に向けて検討していく。</p>
	<p>ヘルメット購入補助事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。</p>	<p>生徒の安全性を考え、引き続き事業を実施していく。補助率については調整中。</p>
	<p>教育指導員事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。</p>	<p>2名の指導員は、それぞれ学習面・メンタル面における指導を行っており、新町においても必要であり、引き続き事業を実施していく。</p>
	<p>幼稚園就園援助は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。</p>	<p>国の制度に基づくものであり、引き続き実施していく。減免制度の違いについて調整し、統一する。</p>
	<p>公立幼稚園運営は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。</p>	<p>幼稚園授業料は、平成16年度は現行どおりとし、平成17年度から統一（4,400円）する。 延長保育については、吾北地区の幼稚園のみ現行のとおり続ける。将来的には統一の方向で検討していく。</p>
	<p>中学校職場体験学習は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。</p>	<p>引き続き実施していく。方法等改善が必要であれば17年度に向けて検討する。</p>
	<p>教育研究所は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。</p>	<p>合併後調整し、統一する。</p>
	<p>プール開放は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。</p>	<p>引き続き継続していくが、監視人に対する謝金、補助金の支給について、現在調整している。</p>
	<p>休校管理は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。</p>	<p>平成16年度は現行のとおりで管理を行い、17年度から方法、管理費について調整する。</p>
	<p>地域教育推進事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。</p>	<p>平成16年度は現行のとおり3地域で対応し、17年度からは統一する方向で検討中。</p>

協定項目	調整方針	具体的調整内容
2 3 - 1 6 社会教育関係の取扱い	社会教育関係 ・成人式は、合併時統合する。 ・その他の社会教育関係は、合併後策定する。	・成人式は、平成17年1月3日、すこやかセンター伊野で行い、平成17年度以降も統一して実施する。 ・その他の社会教育関係は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後各地区の地域性等を考慮しながら事業の方向性を決め統一する。
	スポーツ振興関係 ・スポーツ関係の団体は、合併後統合するよう調整する。 ・大会・教室・講習会等は、合併後速やかに調整し、独自のものは、現行のとおり新町に引き継ぐ。	・スポーツ関係の団体は、現行のとおり新町に引き継ぎ、各地区で独自に活動を行いたい意向。平成17年以降に補助金の受け入れ等について調整。 ・大会・教室・講習会等は、合併後調整。
	文化振興関係 ・文化祭は、合併後調整する。 ・文化協会は、合併後統合するよう調整する。	・文化祭 - 合併後調整 ・文化協会 - 現行のとおり新町に引き継ぎ、各地区で独自に活動を行いたい意向。平成17年以降に補助金の受け入れ等について調整。
	各種団体関係は、合併後統合するよう調整する。	・青年団・婦人会は、現行のとおり新町に引き継ぎ、各地区で独自に活動を行いたい意向。平成17年以降に補助金の受け入れ等について調整。

報告第 2 4 号

伊野町・吾北村・本川村合併協議会の解散について

別紙のとおり伊野町・吾北村・本川村合併協議会の解散について、報告します。

平成 1 6 年 9 月 1 7 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

伊野町・吾北村・本川村合併協議会の解散について

伊野町・吾北村・本川村合併協議会は、伊野町、吾北村及び本川村の合併に関する協議及び新町建設計画の作成並びにその他の事務の一切が完了し、その役割を終了したことから、平成 1 6 年 9 月 3 0 日をもって、協議会の全ての活動を停止し、次の残務処理を行った後、規約を廃止し、解散するものとする。

記

- 1 . 協議会予算の収支については、協議会規約第 1 9 条の規定に基づき解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。
- 2 . 決算・監査の報告については、現在の協議会の監査委員に監査を受けた後、速やかに決算・監査報告書を作成し、委員に通知するものとする。

そ の 他

1. 開庁式実施（案）について

	【本 庁】	【総合支所】
AM8:00 ~	新町開庁式開始 オープニングセレモニー ・伊野中学校吹奏楽部の演奏	
AM8:15 ~	新町名除幕式（いの町役場） 職務執行者あいさつ	開所式開始 新町名除幕式(いの町吾北総合支所) " (いの町本川総合支所) 職務執行者あいさつ （総合支所長代読）
AM8:25 ~	紙風船とばし ・中学生、幼稚園児、職員など （約100人）	紙風船とばし （吾北支所）・吾北中学校生徒 職員など （本川支所）・小、中学生、保育 園児、職員など
AM8:30 ~	通常業務	通常業務

2. いの町誕生記念イベントについて

いの町誕生記念！ほのほの王国もみじまつり&里山フォーラム

日程：16年11月14日（日）AM9：30～PM4：00

予備日11月21日（日） "

場所：グリーンパークほどの（お祭り広場）

その他、17年9月30日までに各町村で行われるイベントについては「いの町誕生記念！」の冠をつけて開催していただくように各実行委員会等をお願いする。